

# 雇用ニュース

8  
2009



タイトル「さかな採り」 いばらき自然環境フォトコンテスト 入選 椎名 遼さん

◆◆ 雇用保険の加入手続きはきちんとなされていますか! ◆◆

CONTENTS  
おもな内容

- 県内の雇用情勢..... 2
- 人材確保にはハローワークをご利用ください!..... 3
- 人材を育成し、雇い入れる事業主を支援します..... 4~5
- 育児・介護休業法が変わります!..... 6
- 改正労働基準法のポイント..... 7
- 茨城県雇用関係主要指標..... 8

茨城労働局職業安定部

ホームページアドレス <http://www.ibarakiroudoukyoku.go.jp>

# 有効求人倍率は13か月連続の低下 雇用情勢は、依然と厳しい中に在る

有効求人数（原数値）は25か月連続の減少、有効求職者数（原数値）は10月連続の増加

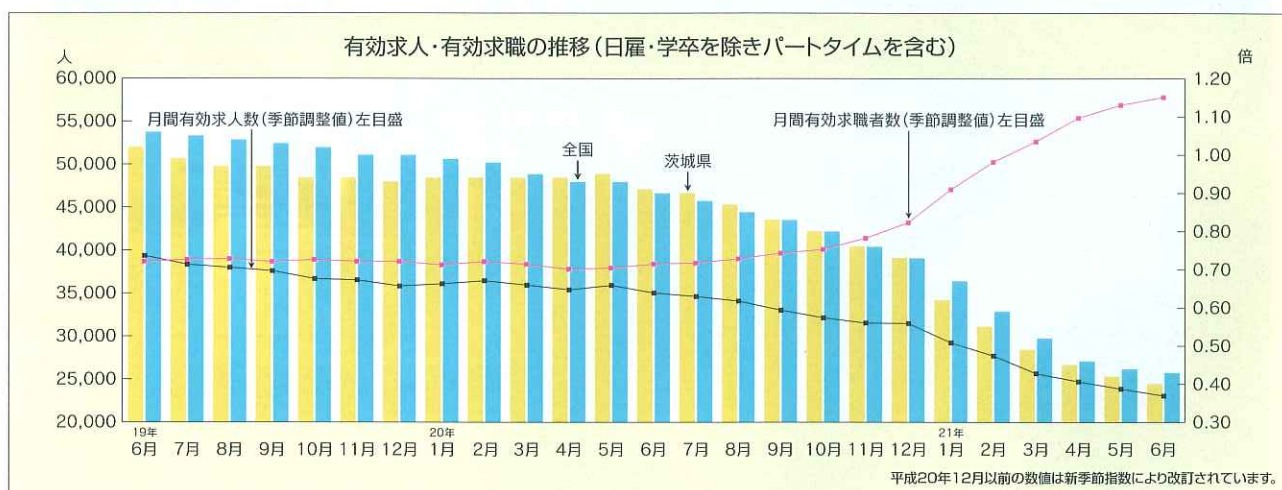
## 1. 概況

6月の雇用失業情勢をみると、新規求人数は9,210人で前年同月に比較して20.1%の減少と23か月連続の減少となりました。新規求職者数は13,979人と同34.6%の増加となりました。

なお、雇用形態別に見ると一般は同36.5%の増加となりました。また、パートタイムは同30.1%の増加となりました。

有効求人数（原数値）は22,139人で、前年同月比で33.2%の減と25か月連続の減少となりました。一方、有効求職者数（原数値）は、60,929人（同51.6%増）と、10か月連続の増加となりました。

また、求職者1人当たりの求人数を示す有効求人倍率は、0.40倍（季節調整値）と前月を0.02ポイント下回りました。前年同月比（0.91倍）では0.51ポイント下回りました。なお、原数値でも0.36倍と前年同月比で0.46ポイントの低下となりました。



## 2. 新規求人の動き

新規求人数は9,210人となり、前年同月比で20.1%の減少となりました。

産業別にみると、情報通信業（同51.6%減）、製造業（同50.1%減）、運輸・郵便業（同28.7%減）、卸売・小売業（同26.5%減）、宿泊・飲食サービス業（同17.5%減）、建設業（同10.5%減）、学術研究、専門・技術サービス業（同9.1%減）で減少し、生活関連サービス・娯楽業（同20.9%増）、その他の業種（同10.8%増）、医療・福祉（同1.7%増）の業種で増加しました。規模別に見ると新規求人数の約半数（55.9%）を占める29人以下（同18.3%減）、30～99人（同19.9%減）、100～299人（同30.7%減）、500人以上（同18.6%減）で減少し、300～499人（同4.8%増）の規模で増加しました。

雇用形態別では、一般常用は前年同月比27.7%減少し、パートタイムも同9.1%の減少となりました。

## 3. 新規求職の動き

新規求職者数は13,979人となり、前年同月比で34.6%の増加となりました。

雇用形態別の割合では、一般が72.6%（前年同月71.6%）と1.0ポイント上回った。求職者数では36.5%の増加となりました。

一方、パートタイムは27.4%（前年同月28.4%）と1.0ポイント下回ったが、求職者数では30.1%の増加となりました。

また、常用（パートタイムを含む）で見ると、新規求職者数のうち、34歳以下の若年者の占める割合は41.2%となり前年同月（42.8%）を1.6ポイント下回ったが、若年求職者数では29.8%の増加となりました。

同じく、パートタイムを含む新規求職者数のうち、60歳以上の高齢者の占める割合は11.0%となり、前年同月（10.4%）と0.6ポイント上回り、高齢求職者数では42.1%の増加となりました。

## 4. 失業の動き

失業の動きを雇用保険業務でみると、受給資格決定件数は4,088件で、前年同月に比較し55.6%の増加となりました。また、新規求職者数に占める割合は29.2%と、前年同月（25.3%）を3.9ポイント上回りました。

雇用保険受給者実人員は、20,349人で、前年同月比では111.0%増（7か月連続の増）となりました。被保険者資格喪失者のうち事業主都合離職者は1,677人で、割合で19.4%（前年同月10.5%）となりました。事業主都合離職者数では同92.8%の増加となりました。

## 事業主の皆さまへ

# 人材確保にはハローワークをご利用下さい!

現在、ハローワークには多くの求職者の方が登録されており、貴社の将来を担う人材確保のチャンスです。ハローワークでは、求人募集の際に中途採用者の賃金情報や求人・求職バランスシート等の情報等の様々なサービスを用意しております。

また、現在の雇用情勢改善の為、新たな雇入れに関して下記のような各種助成金 制度の拡充を図っております。ハローワークは無料で利用できる唯一の全国ネットの公的な職業紹介機関です。人材確保をお考えの際には是非ご利用いただくようお願いいたします。

### 助成金制度の概要

#### 特定求職者雇用開発助成金

新たにハローワーク等の紹介により高年齢者(60歳以上65歳未満)、障害者等の就職が特に困難な者又は緊急就職支援者を継続して雇用する労働者として雇い入れた事業主、65歳以上の離職者を1年以上継続して雇用する労働者として雇い入れた事業主に対して賃金相当額の一部の助成を行います。

#### 若年者等正規雇用化特別奨励金

年長フリーター及び30代後半の不安定就労者又は採用内定を取り消されて就職先が未決定の学生等をハローワークからの紹介等により正規雇用する事業主に対し、若年者等正規雇用化特別奨励金を支給します。

#### 介護未経験者確保等助成金

介護関係業務の未経験者を、雇用保険一般被保険者(短時間労働者を除く。)として雇い入れた場合で、1年以上継続して雇用することが確実と認められる場合に、事業主への支援として助成する制度です。

#### 派遣労働者雇用安定化特別奨励金

いわゆる「2009年問題」に対応し、労働者派遣契約の終了前に派遣先への直接雇用を促進することにより、派遣労働者の雇用への影響を軽減し、雇用の安定に資するため、6か月を超える期間継続して労働者派遣を受け入れていた業務に従事した派遣労働者を、その労働者派遣の期間の終了の日までの間に、無期又は6か月以上の有期(更新有の場合に限ります。)の労働契約を締結して直接雇い入れる場合に、奨励金を支給します。

\* 各種助成金の細かな支給要件については、茨城労働局職業対策課または最寄りのハローワークにご相談下さい。【茨城労働局職業対策課】 ☎ 029-224-6219

# 人材を育成し、雇い入れる事業主を支援します

## ～「緊急人材育成・就職支援基金」による 実習型雇用支援事業の実施のご案内～

「緊急人材育成・就職支援基金」により、新規成長・雇用吸収分野等において、非正規労働者など十分な技能・経験を有しない求職者を実習型雇用により受け入れる事業主の方に対して、支援を実施します。

### 実習型雇用とは・・・

原則として6か月間の有期雇用として求職者を受け入れ、実習や座学などを通じて企業のニーズにあった人材に育成し、その後の正規雇用へとつなげていくものです。

実習型雇用やその後の正規雇用による雇入れ等に対しては、助成金が支給されます。

### 事業の対象となる事業主

以下のいずれにも該当する事業主の方が対象となります。

- ハローワークにおいて実習型雇用として受け入れるための求人登録をしている事業主
- 受け入れる求職者を実習型雇用終了後に正規雇用として雇い入れることを前提としている事業主 等

※ 企業規模や業種などの要件はありません。

なお、事業主の方に受け入れていただく求職者は、以下のいずれにも該当する者となります。

- ハローワークに求職登録をした求職者で、希望する求人の分野において十分な技能・経験を有しない求職者であると認められる者
- ハローワークにおいて再就職に向け実習型雇用を経ることが適当であると認められる者
- 過去一定期間、当該事業主に雇われていたことがない者
- すでに職業紹介以前から当該事業主との間で雇用予約がなされていない者 等

## 事業主の方への助成金の支給内容

### A 実習型雇用助成金

○実習型雇用により求職者を受け入れた場合…………… **月額10万円**

### B 正規雇用奨励金

○実習型雇用終了後に正規雇用として雇い入れた場合…………… **100万円**

※正規雇用奨励金は、正規雇用後6か月の定着と、さらにその後6か月の定着を要件とし、それぞれ50万円ずつ2回の時期に分けて支給されます。

### C 教育訓練助成金

○正規雇用後にさらに定着のために必要な教育訓練を行う場合…………… **上限50万円**

※教育訓練についてはOJTとOFF-JTを組み合わせることで実施することとなります。

OJT = 1人1時間あたり600円(1日の上限は3,000円)      OFF-JT = 1人1日4,000円

## 実習型雇用の流れ

### 1 ハローワークでの職業紹介

・ハローワークに実習型雇用の求人登録をしていただき、ハローワークによるマッチングを行います。マッチングが成立すれば実習型雇用のために原則6か月の有期雇用契約を締結していただきます。

### 2 実習計画書の策定及び提出

・実習型雇用の期間に行う実習内容等について記載した実習計画書を作成し、都道府県労働局・(財)産業雇用安定センターに提出していただきます。

### 3 実習、座学等の実施

・技能及び経験を有する指導者のもとで実習、座学等を実施します。

### 4 実習型雇用終了

・終了後、実習型雇用助成金について支給申請を都道府県労働局・(財)産業雇用安定センターに行います。

### 5 正規雇用

・6か月定着後に正規雇用奨励金(50万円)について支給申請し、さらに6か月定着後、正規雇用奨励金(50万円)について支給申請を行います。

### (正規雇用後に教育訓練を実施する場合)

#### 教育訓練計画の策定及び提出

↓ ・訓練内容等を記載した教育訓練計画を作成し、(財)産業雇用安定センターに提出します。

#### 教育訓練期間終了

・終了後、教育訓練助成金について支給申請を(財)産業雇用安定センターに行います。

助成金の支給にはその他にも一定の要件がありますので、詳しくは茨城県労働局又はハローワークまでお問い合わせください。

# 育児・介護休業法が変わります！

我が国における急速な少子化の進行等を踏まえ、男女ともに子育てや介護をしながら働き続けることができる雇用環境を整備するため、育児・介護休業法が改正され、一部の規定を除き、公布の日(平成21年7月1日)から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行されることとなりました。改正法の概要は、下記のとおりです。

## 1 子育て期間中の働き方の見直し

### 短時間勤務制度の義務化

○3歳までの子を養育する労働者について、短時間勤務制度(1日6時間)を設けることを事業主の義務とする。

### 所定外労働の免除の義務化

○3歳までの子を養育する労働者の請求があった場合の「所定外労働の免除」を制度化する。

### 子の看護休暇の拡充

○子の看護休暇制度を拡充する(小学校就学前の子が1人であれば年5日、2人以上であれば年10日)。

## 2 父親も子育てができる働き方の実現

### 父母ともに育児休業を取得する場合の休業可能期間の延長(パパ・ママ育休プラス(仮称))

○父母がともに育児休業を取得する場合、育児休業取得可能期間を、子が1歳から1歳2か月に達するまでに延長する。  
○父母1人ずつが取得できる休業期間(母親の産後休業期間を含む。)の上限は、現行と同様1年間とする。

### 出産後8週間以内の父親の育児休業取得の促進

○妻の出産後8週間以内に父親が育児休業を取得した場合、特例として、育児休業の再度の取得を可能とする。

### 労使協定による専業主婦(夫)除外規定の廃止

○労使協定により専業主婦の夫などを育児休業の対象外にできるという法律の規定を廃止し、すべての父親が必要に応じ育児休業を取得できるようにする。

※ これらにあわせ、育児休業給付についても所要の改正が行われる予定です。

## 3 仕事と介護の両立支援

### 介護のための短期の休暇制度の創設

○要介護状態にある家族の通院の付き添い等に対応するため、介護のための短期の休暇制度を設ける。  
(要介護状態の対象家族が1人であれば年5日、2人以上であれば年10日)

## 4 実効性の確保

### 紛争解決の援助及び調停の仕組み等の創設

○育児休業の取得等に伴う苦情・紛争について、都道府県労働局長による紛争解決の援助及び調停制度を設ける。

### 公表制度及び過料の創設

○勧告に従わない場合の公表制度や、報告を求めた際に虚偽の報告をした者等に対する過料を設ける。

### 【施行期日】

公布日(H21.7.1)から1年(一部の規定は、常時100人以下の労働者を雇用する事業主について3年)以内の政令で定める日。4のうち、調停については平成22年4月1日、その他は公布日から3月以内の政令で定める日。

※育児・介護休業法に関するお問い合わせは、茨城労働局雇用均等室(☎ 029-224-6288)まで。

今後、関係政省令等の制定に伴う最新の情報は、茨城労働局HPをご覧ください。

茨城労働局HP <http://www.ibarakiroudoukyoku.go.jp>

# 改正労働基準法のポイント

施行期日 平成22年4月1日

改正労働基準法(平成22年4月1日施行予定)に関して「労働基準法施行規則等の一部を改正する省令」および「労働基準法第36条第1項の協定で定める労働時間の延長の限度等に関する基準の一部を改正する告示」が平成21年5月29日に公布され、同日付で関係通達も発出されました。

改正労働基準法のポイントは以下のとおりです。

詳しくは茨城労働局ホームページ(<http://www.ibarakiroudoukyoku.go.jp/>)でもご覧いただけます。

## I 限度基準関係

限度時間を超える労働を行わせるために、  
労使で特別条項付き36協定を結ぶ際には、

① 限度時間(下表参照)を超えて働かせる一定の期間

(1日を超え3ヶ月以内の期間、1年間)ごとに、割増賃金率を定めること。

② その率を法定割増率(25%)を超える率とするよう努めること。

③ そもそも延長することができる時間数を短くすること。

平成22年4月1日以降に協定を締結、  
更新する場合

超えるとは25%を上回ることです。

## II 割増賃金関係(中小企業は当分の間、適用猶予)

① 1か月60時間を超える法定時間外労働に対しては、  
使用者は50%以上の率で計算した割増賃金を支払  
わなければなりません。

② 1か月60時間を超える労働を時間外労働を行った労働者  
に対して、改正法による引上げ分の割増賃金の  
代わりに有給の休暇を付与する代替休暇制度が創設  
されます。

・制度導入には労使協定の締結が必要です。

割増賃金率と起算日は就業規則に  
規定する必要があります。

代替休暇は1日、半日の単位です。

法定時間外労働が1ヶ月60時間を超えた月の末日  
の翌月から2ヶ月以内の期間とする必要があります。

### 締結事項

- ① 代替休暇の時間数の具体的な算定方法
- ② 代替休暇の単位
- ③ 代替休暇を与えることができる期間
- ④ 代替休暇の取得日の決定方法、割増賃金の支払日

- ・取得について労働者の意向確認の手続き(例えば、月末から5日以内に使用者が労働者に確認し、取得意向があれば取得日を決定するなど)を協定してください。
- ・代替休暇取得により改正法による引上げ分の割増賃金の支払いが不要となるので、いつどのように支払うか協定してください

## III 時間単位年休

労使協定を締結すれば年に5日を限度として時間単位で  
年次有給休暇を与えることができます。

### 締結事項

- ① 時間単位年休の対象労働者の範囲
- ② 時間単位年休の日数
- ③ 時間単位年休一日の時間数
- ④ 1時間以外の時間を単位とする場合はその時間数

## 改正労働基準法等説明会(改正育児・介護休業法の説明含む)のご案内

茨城労働局では、改正労働基準法等の周知啓発のため、県内各地区において説明会を開催いたします。

【時期】平成21年9月～11月

【場所】水戸・日立・土浦・筑西・古河・常総・龍ヶ崎・鹿嶋地区

※日時や場所など詳細については、

茨城労働局(監督課 / ☎ 029-224-6214・雇用均等室 / ☎ 029-224-6288)

又はお近くの労働基準監督署までお問い合わせください。

茨城労働局ホームページ(<http://www.ibarakiroudoukyoku.go.jp/>)でもご案内しています。

## 茨城県雇用関係主要指標

年・月	項目	新規求人数			新規求職申込件数			月間有効(月平均)		就職件数 全数	雇用保険受給者 実人員 (基本手当分)	
		全数	うち 2次産業	うち 3次産業	全数	うち 若年者	うち 高齢者	求人全数	求職全数			
18年度	月平均	14,616	4,169	10,358	11,024	5,162	1,986	39,530	41,435	3,422	10,350	
19年度	月平均	13,633	3,776	9,730	10,299	4,731	1,914	37,453	38,772	3,234	9,490	
20年度	月平均	11,755	2,790	8,888	11,656	5,030	1,258	32,089	42,176	3,115	10,422	
20年	4月	13,054	3,564	9,381	13,262	5,653	1,900	35,832	40,853	3,306	8,137	
	5	12,240	3,115	9,056	10,738	4,666	1,221	34,340	40,466	3,149	9,299	
	6	11,533	2,901	8,541	10,382	4,443	1,080	33,163	40,201	3,179	9,645	
	7	13,121	3,575	9,478	10,165	4,488	1,035	33,521	39,783	3,263	10,418	
	8	11,761	3,168	8,542	8,908	4,013	910	32,629	38,468	2,725	10,328	
	9	13,181	3,392	9,697	11,242	4,913	1,129	34,530	39,659	3,411	10,307	
	10	12,404	3,316	9,012	11,321	4,793	1,278	34,001	40,623	3,526	10,124	
	11	11,262	2,434	8,761	9,167	4,006	923	32,380	39,621	2,840	9,533	
	12	10,294	2,045	8,185	9,631	4,052	981	30,329	39,721	2,582	10,036	
	21年	1月	11,168	2,312	8,796	14,861	6,467	1,561	28,622	43,320	2,707	10,581
		2	10,805	1,868	8,869	14,680	6,162	1,436	28,354	48,792	3,011	12,235
		3	10,240	1,795	8,338	15,514	6,699	1,645	27,368	54,610	3,684	14,423
21年	4月	9,848	2,005	7,758	18,433	7,252	2,690	25,207	59,937	3,368	16,346	
	5	8,052	1,568	6,397	13,219	5,381	1,587	22,614	59,931	2,906	19,504	
	6	9,210	1,781	7,314	13,979	5,765	1,535	22,139	60,929	3,314	20,349	
	7											
	8											
	9											
	10											
	11											
	12											
	22年	1月										
		2										
		3										

年・月	項目	求人倍率(季調値)(倍)				前年同月比増減率(%)								全国完全失業者		
		新規		有効		新規求人		新規求職		就職件数		受給者実人員		実数 (万人)	失業率 (季調値・%)	
		茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国			
18年度	月平均	1.33	1.56	0.96	1.06	2.3	1.7	▲ 5.5	▲ 2.8	▲ 4.3	▲ 0.2	▲ 11.3	▲ 6.6	271	4.1	
19年度	月平均	1.32	1.47	0.97	1.02	▲ 6.5	▲ 9.0	▲ 6.4	▲ 3.7	▲ 5.4	▲ 5.7	▲ 8.2	▲ 2.5	255	3.8	
20年度	月平均	1.04	1.10	0.78	0.78	▲ 12.8	▲ 15.6	13.7	11.7	▲ 3.0	▲ 3.8	11.6	8.3	275.1	4.1	
20年	4月	1.29	1.36	0.94	0.93	▲ 9.7	▲ 12.6	3.1	1.1	▲ 6.0	▲ 19.8	▲ 4.7	▲ 2.6	275	4.0	
	5	1.27	1.33	0.95	0.93	▲ 6.8	▲ 15.6	▲ 3.4	▲ 6.0	▲ 7.1	▲ 15.8	▲ 7.7	▲ 7.4	270	4.0	
	6	1.19	1.27	0.91	0.90	▲ 12.2	▲ 17.0	1.6	1.3	▲ 2.8	▲ 7.1	▲ 2.2	▲ 3.1	265	4.1	
	7	1.18	1.24	0.90	0.88	▲ 10.8	▲ 13.5	2.5	3.8	▲ 2.2	▲ 1.4	▲ 0.6	▲ 1.8	256	4.0	
	8	1.19	1.21	0.87	0.85	▲ 11.8	▲ 21.3	▲ 6.9	▲ 5.4	▲ 11.2	▲ 11.2	▲ 3.1	▲ 5.6	272	4.1	
	9	1.10	1.16	0.83	0.83	▲ 10.2	▲ 13.4	15.7	11.8	5.1	2.4	5.0	2.6	271	4.0	
	10	1.05	1.11	0.80	0.80	▲ 13.6	▲ 18.1	▲ 0.3	4.8	▲ 1.6	▲ 5.7	1.3	▲ 0.3	255	3.8	
	11	1.02	1.05	0.76	0.76	▲ 15.9	▲ 23.7	3.0	2.7	▲ 11.9	▲ 12.8	▲ 0.5	▲ 1.3	256	4.0	
	12	0.91	1.05	0.73	0.73	▲ 4.1	▲ 12.0	40.5	29.3	0.4	0.2	9.4	9.5	270	4.3	
	21年	1月	0.75	0.92	0.62	0.67	▲ 23.7	▲ 18.4	35.5	30.7	4.8	4.9	17.9	14.1	277	4.1
		2	0.75	0.77	0.55	0.59	▲ 24.8	▲ 12.3	30.8	30.2	▲ 7.3	▲ 2.3	43.3	33.8	299	4.4
		3	0.72	0.76	0.49	0.52	▲ 19.1	▲ 22.3	42.2	36.2	▲ 2.2	2.8	75.9	59.1	335	4.8
21年	4月	0.69	0.77	0.45	0.46	▲ 24.6	▲ 26.5	39.0	28.8	1.9	0.8	100.9	76.3	346	5.0	
	5	0.67	0.75	0.42	0.44	▲ 34.2	▲ 34.5	23.1	14.8	▲ 7.7	▲ 6.6	109.7	70.3	347	5.2	
	6	0.71	0.76	0.40	0.43	▲ 20.1	▲ 22.3	34.6	29.8	4.2	8.6	111.0	78.1	348	5.4	
	7															
	8															
	9															
	10															
	11															
	12															
	22年	1月														
		2														
		3														

(注) 1. 学卒・日雇を除き、パートタイムを含む。

2. 新規求職申込件数のうち若年者欄は、平成18年4月から「34歳以下のパートを含む常用」に対象を変更(18.3月までは、29歳以下のパートを除く常用)

3. 新規求職申込件数のうち高齢者欄は、平成20年4月から「60歳以上のパートを含む常用」に対象を変更(20.3月までは、55歳以上のパートを除く常用)

4. ▲印は減少を示す。

5. 求人倍率と全国完全失業者については月平均。

6. 平成20年12月以前の季調値は季節調整値替えにより改訂されている。